

自転車マナーアップ通信



No.7

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車事故への備えは大丈夫ですか？

～特集～

自転車の保険

現在、自転車を利用している方、新生活で通勤通学時に自転車利用をお考えの方、万一の自転車事故への備えは大丈夫ですか？

自転車で道路を走行していると、自転車の運転者本人がケガを負う危険もありますが、他の人にケガを負わせてしまうこともあります。このような場合、高額な賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。賠償責任は、未成年だからと言って免れることはありません。

そこで今回は、自転車事故の「実態」と「備え」についてご紹介します。

実態

＜自転車事故＞

宮城県警のデータによると…

発生場所：約7割以上が交差点で発生

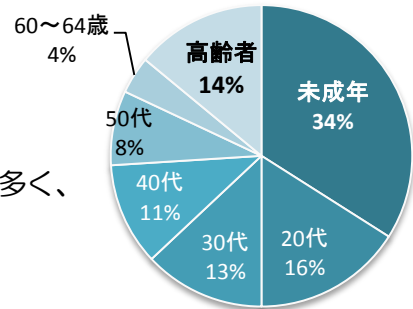
多発時間：朝夕の通勤・通学時間帯

自転車事故での死傷者の割合（年代別）を見ると、未成年者が最も多く、未成年者と高齢者で約半数をしめています。

また、未成年者の内訳では、高校生の割合が多くなっています。

自転車利用者の死傷者（年代別）

平成29年11月末現在



＜自転車での加害事故＞

裁判により加害者が命じられた賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月判決)

備え

自転車事故に備えるためには、自らが任意の保険に加入する必要があります。保険には、損害賠償責任が発生した場合に備える「個人賠償責任保険」と自分がケガを負った場合に備える「傷害保険」があり、それぞれ補償されます。

1. まずは、自分の加入している保険の補償内容を確認してみましょう！

「個人賠償責任保険」は、「自動車保険」や「火災保険」などの『特約』として既に付帯されている場合があります。新たに加入を検討する場合は、支払限度額や補償の対象者など、重複がないか、よく確認しましょう。

2. 保険の加入がない、または補償が足りない場合は、以下を参考に加入を検討しましょう！

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○
TSマーク付帯保険※	○	×	○

※TSマーク付帯保険とは・・・自転車安全整備士がいる「自転車安全整備店」で点検整備（有料）を受けると貼付されるTSマークに付帯される保険です。誰が乗っても補償されますが、補償期間は1年間です。（平成29年10月1日より赤色TSマーク付帯保険の補償限度額が5千万円から1億円になりました。）

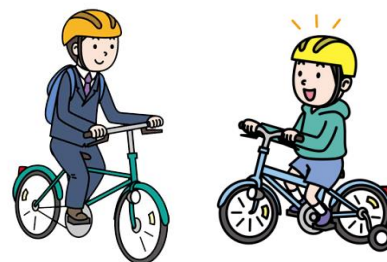
このほか、コンビニやインターネットなどから加入できる、自転車事故に備えた保険もあります。詳しくは、保険会社などにご確認ください。



ヘルメットを着用してますか？

現在ヘルメットの着用率は、非常に低い状況にあります。自転車走行中の事故の中には、ヘルメットを着用していれば負傷の程度が軽減されたり、助かった命もたくさんあったと考えられています。宮城県警のデータによると、「ヘルメット未着用の重傷以上の死傷者中、約30%の人がヘルメットを着用していれば負傷の程度が軽減された」という結果が出ています。

特に子供の体型は、体に対して頭の方が重く、自転車で事故にあった場合、頭部から落下し負傷することが多くなっています。幼稚園や保育所の送迎、また買い物等で大人が6歳未満の幼児を自転車の幼児用座席に同乗させるときは、近所であってもシートベルトを締め、ヘルメットを着用させましょう。



大事な家族や子供そして自分の命を守るために、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

おめでとうございます！

当事業で自転車利用マナーアップモデル校に指定されている広瀬中学校が「交通安全優良校」として、9月に東北管区警察局長ならびに東北交通安全協会会長より表彰されました。今後更に、広瀬中学校を中心に自転車マナーアップの輪が広がっていくことを期待しています。



自転車のルール違反

晴れた日に、大好きな音楽をヘッドホンで聞きながらサイクリング…とても楽しそうですね。

でも・・・

道路ではいろいろな車両が走行し、瞬時に状況が変化します。イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながら走行すると、サイレンやクラクションなどの交通に関する音が聞こえなくなり、大変危険です。また、携帯電話等の操作や通話をしながらの運転は集中力を欠くもとになり、これも大変危険な違反行為です。

自転車は集中して運転するようにしましょう。

なお、これらの違反行為には「5万円以下の罰金」が科せられる場合もあります。



みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、幼児を同乗させて運転する時や、幼児・児童が自ら自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。